



# 審査公報

鳥取県選挙管理委員会



最高裁判所判事  
林道晴  
はやし みち はる  
昭和三二年八月三一日生

略歴

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学（現・筑波大学）附属駒場中学校、同高等学校を経て、東京大学法学院を卒業。校を卒業。ハーバード・ロースクール修了。

昭和五五年四月 司法修習生

昭和五六年四月 判事補任官（以後、東京地裁、最高裁民事局、厚生省（現・厚生労働省）（出向）、札幌地裁に勤務）

昭和五七年四月 司法修習生

昭和五八年四月 判事任官（以後、東京地裁、最高裁民事局参事官、同課長、東京高裁、東京地裁判事（部総括）、司法研修所教官、同事務局長を務める。）

昭和五九年四月 最高裁民事局長兼行政局長

昭和五九年七月 同理局長

昭和五九年九月 静岡地裁所長

昭和五九年十月 東京高裁長官

昭和五九年十一月 最高裁首席調査官

昭和五九年十二月 同年一月 東京高裁長官

昭和五九年三月 最高裁判所判事

昭和五九年四月 第三小法廷決定

昭和五九年五月 文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁判官の許可を受けていた当該死体の解剖の写真に係る情報が記録された電磁的記録媒体であつて当該司法警察職員が所属する地方公共団体が持つもの、民訴法二二〇条三号所定のいわゆる法律関係文書に該当する（全員一致、裁判長）。

二 令和二年一月一八日 大法廷判決

令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙時、平成三〇年法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参議院（選挙区選出）議員の議員定数分配規定の下での選挙区における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著しい不平等状態にあつたものとはいえず、同規定が憲法一四条一項等に違反するに至つたことはできない（多数意見）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となる（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事  
岡村和美  
おか むら かず み  
昭和三一年二月二三日生

略歴

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修了。

昭和五七年四月 司法修習生

昭和五八年四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年七月 那霸地検査事正（その後、最高検査事正）

昭和五九年八月 法務省矯正局長

昭和五九年九月 最高検監察指導部長（その後、同公判部長）

昭和五九年十月 消費者庁長官

昭和五九年十一月 法務省人権擁護局長

昭和五九年十二月 最高裁判所判事

昭和五九年一月 大法廷判決

昭和五九年二月 第二小法廷決定

昭和五九年三月 参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定

権制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事  
三浦守  
み うら まもる  
昭和三一年一〇月二三日生

略歴

兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学部を卒業。ハーバード・ロースクール修了。

昭和五七年四月 檢事に任命。その後、法務省刑事局国際課長、法務省刑務官房参事官、金融庁証券取引等監視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察官課修了。

昭和五八年四月 司法修習生

昭和五九年四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年七月 那霸地検査事正（その後、最高検査事正）

昭和五九年八月 法務省矯正局長

昭和五九年九月 最高検監察指導部長（その後、同公判部長）

昭和五九年十月 消費者庁長官

昭和五九年十一月 法務省人権擁護局長

昭和五九年十二月 最高裁判所判事

昭和五九年一月 大法廷判決

昭和五九年二月 第二小法廷決定

昭和五九年三月 参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定

権制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

五 令和三年七月三〇日 第三小法廷判決

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法がある（全員一致、裁判長）。

裁判官としての心構え

事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯などを、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を十分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られており、今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢で事件に向き合っていかないと考えています。また、最高裁は、書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています。



最高裁判所判事  
草野耕一  
くさ の こういち  
昭和三〇年三月二二日生

略歴

千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属中、県立千葉高を経て、東京大学法学部卒業。西村あさひ法律事務所（当時の名称「西村ときわ法律事務所」）代表パートナー。慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授。

昭和五六年四月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五七年四月 ハーバード大学修了（J.L.M.）

昭和五八年三月 東京大学法学部卒業。ハーバード大学法科大学院客員教授。

昭和五九年四月 ハーバード大学修了（J.L.M.）

昭和五九年五月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年六月 ハーバード大学修了（J.L.M.）

昭和五九年七月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年八月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年九月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年十月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年十一月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年一二月 弁護士登録（第一東京弁護士会）

昭和五九年一月 大法廷判決

昭和五九年二月 第二小法廷決定

昭和五九年三月 参議院（比例代表選出）議員の選挙について、いわゆる特定

権制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反するものではないとした（全員一致、裁判長）。

三 令和二年一月二十五日 大法廷判決

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適否は司法審査の対象となるとした（全員一致）。

四 令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

（いわゆる袴田事件についての）再審請求を棄却した原決定に審理不尽の違法がある（多数意見、裁判長）。

裁判官としての心構え

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事として日々、重大な責任を感じております。

価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増えており、その立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾めることで、当事者の立場や意見を尊重する姿勢を保つよう努めています。また、社会の複雑化・技術の進展等とともに、新しい、新しい当事者（代理人）による活発な弁論がされるよう工夫をしていました。まだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、傍聴されている人にとっても分かりやすい審理となるよう引き続きその工夫努力を続けていきたいと考えています

# 審査公報



最高裁判所判事  
わた なべ わえりこ



最高裁判所判事  
やす なみ りょうすけ



最高裁判所判事  
ながみね やすまさ

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業

昭和五八年三月 東北大学法学部卒業

平成六年六月 ワシントン州立大学ロースクール修了(LL.M.)

同 年九月 海外法律事務所勤務

同年一〇月 弁護士登録取消

同年一月 公正取引委員会事務総局勤務

一〇年九月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

一六年四月 慶應義塾大学法科大学院教授

一九年四月 内閣府官民競争入札等監理委員会委員

二十四年三月 日本放送協会経営委員・監査委員

令和元年一月 司法試験委員(経済法)

二年九月 国立大学法人お茶の水女子大学監事

三年七月 最高裁判所判事

略歴

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、宮城県、山形県、新潟県で育つ。宮城県第一女子高等学校(当時)を卒業

略歴

奈良県大和郡市で生まれ育ち、私立東大寺学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法学部卒業

略歴

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、同高等学校卒業

略歴

(この審査公報は、裁判官から提出された原稿をそのまま製版して印刷したものです。)

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁判が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、

「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担つて

いると考えます。

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」は何かと問われてきており、最後の扱い所としての「法」の重要性が高まってきたいると感じきました。裁判所はこのような期待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひとつひとつの事案において、それぞれの主張とその扱つて立つところを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味のあるべき法の解釈と向けて一所懸命に努力していくことを考えていました。

これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かといふよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼される仕事をしたいと考えました。裁判官となつても司法の一翼を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たしました。

これまで、先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現在までいます。このたび最高裁判事として働く機会を頂くことができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかですがその一石となるよう励んでいきたいと思っています。

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありません。

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件について、中立公正な立場から、誠実に正面から向き合つて判断することだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思いま

ます。

変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのような時代にあって、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識して将来の在り方をしっかりと見定めるとともに、世界の動きについても的確に理解することが重要だと考えています。このように、時間的な広がりと空間的な広がりとを座標軸にして考えることを絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるようになります。

これまで、長年にわたりて地裁と高裁で民事裁判を担当してきた裁判官の方々が、どの事件についても心掛けていきたいと思います。

これまで、数多くの事件を担当しましたが、どの事件についても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようとにかく夫夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当することへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。

最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めた自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関する規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。その上で、夫婦の氏に関する法制の合理性に関わる事情の変化いかんによつては、これらの規定が同条に違反すると評価されるに至ることもあり得るが、このような法制度については、関連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようとするこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした(補足意見付加)。

二 令和三年九月七日 第三小法廷判決

被告人が、心神耗弱の状態にあつたとした第一審の事実認定に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認めた自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻とした(全員一致、裁判長)。

裁判官としての心構え

一つ一つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情などを把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もつて、適切な判断に至ることができるように精励したいと考えています。これの当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員として、さらに大きな視点に立つて物事を考えるよう努めたいと思います。

これまで行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有する事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共に、諸外国と共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル化、グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法による問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよう、今後とも努力していくことを思っています。

# 投票日 10月31日(日)

投票所では新型コロナウイルス感染症対策を行っています。



- 投票所・期日前投票所にはアルコール消毒液を設置
- 投票管理者、投票立会人、投票所スタッフはマスクを着用
- 投票所内は扉や窓の常時開放、または定期的に換気を実施
- 記載台等不特定多数の方が触れる箇所は定期的に消毒

# 衆議院議員総選挙 最高裁判所裁判官国民審査

## 投票日 10月31日(日)

- 投票用紙は、投票所で、衆議院議員総選挙の投票用紙と同時にお渡しします。
- 投票用紙は、うぐいす色の用紙に審査を受ける裁判官の氏名が印刷してあります。
- 投票用紙には、やめさせた方がよいと思う裁判官について、その氏名の上の「×を書く欄」に×を書いてください。やめさせなくてよいと思う裁判官については、何も書かないでください。
- 投票用紙に×以外のことを書くと無効になりますから注意してください。
- 国民審査の期日前投票は、10月20日から10月30日までの間にできます。

期日前投票の手続については、もよりの市町村選挙管理委員会で詳しいことをお聞きください。

感染症対策の観点から、当日投票所の混雑を避けるため、期日前投票制度を積極的にご利用ください。

**投票時間は、投票所により異なることがあります。**

(午前7時から午後8時までの投票所と、これと異なる投票時間の投票所がありますのでご注意ください。)

投票用紙は

小選挙区選挙があさぎ色、比例代表選挙がピンク色、最高裁判所裁判官国民審査がうぐいす色の用紙です。